

財団法人
国際民商事法センター

I C C L C

平成23年度事業報告・平成24年度事業計画

第37号
2012年7月

第三十四回 理 事 会

第三十一回 評 議 員 会

目 次

第37号 2012年7月

＜第三十四回理事会・第三十一回評議員会＞

ご挨拶 会 長 宮原賢次	1
第三十四回理事会議事録	3
第三十一回評議員会議事録	7
平成23年度事業報告、収支決算及び財産目録	16
監査報告書	42
平成24年度事業計画及び収支予算	43

第34回理事会・第31回評議員会

宮原会長挨拶

本日は当財団の第34回理事会及び第31回評議員会開催にあたり、ご多忙中のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございました。

議事に先立ちまして、私から一言ご挨拶を申し上げます。当財団は1996年に設立以来、16年を経過し、17年目に入りました。おかげさまで、所期の目的に沿い法制度整備支援を中心として、各事業ともほぼ順調に実施してきております。

これら事業の実施運営にあたりましては、法務省やJICAをはじめとする政府関係機関並びに当財団役員、会員企業、また学術関係者の皆様のご指導とご尽力のおかげであり、この場をお借りしまして改めて厚くお礼申し上げます。

言うまでもなくアジア各国が相互に発展するためには、各国が自国の法制度やその運用システムの整備を推進し、法の支配の確立に努め、それにより国際的な投資環境や取引環境が安定したものとなることが不可欠であります。私は法整備支援に関し、この流れの中で日本は大きな役割を果たしており、それに当財団も微力ながら寄与しているものと自負しております。

当財団の事業の大きな柱はJICAのODAによる法整備支援事業であり、ODAについては色々議論のある所ではありますが、その中で法整備支援事業は重要な位置を占めるものになってきていると考えております。

さて、本日は役員関係の他、平成23年度事業報告、収支決算及び平成24年度事業計画、収支予算についてお諮りします。詳細は議事資料及び後ほどの事務局からの説明を参照いただきますが、私として1～2触れたいと思います。

お陰をもちまして財団は順調に事業を行っており、収支もこれまでのところ健全に推移しております。昨年の大震災から1年余り経過し、明るさが見えてきている企業もありますが、まだ先行きが不透明な経営環境に置かれている企業もあり、財団の事業の重要性は理解するものの止むなく退会あるいは会費減額の申し出をされる企業はなくなりません。皆様におかれましても、どうか引き続き財団のPR及び会員の維持・増加についてご協力いただきますようお願いいたします。

財団の重要事業であります日中民商事法セミナーは昨年度は10月に国家発展改革委員会より杜鵑副主任をお招きし、「中国独占禁止法」並びに「中国労働法」をテーマに東京、大阪にて開催し、盛況のうちに終わることができました。この場をお借りして皆さまにご協力いただきましたことに対し深くお礼申し上げます。

今年度は10月に北京で開催する予定です。テーマは「社会インフラ事業並びに社会公益事業に対する民間企業の参入に関する法制度」となる予定で、現在詳細を詰めているところです。

さて、今回は2年ごとの役員改選の年に当たるので、本日は、役員選任の審議をいただきます。既にご案内したとおり、定足数の削減を含め、今回の選任は、来年4月スタート予定の公益財団法人における機関設計を念頭においてのものです。私としましては任期満了となります方々に対して、公益財団法人後も何らかの形で継続していただけるよう、それぞれの役職をお願いしましたが、皆様から引き受けを予め承諾いただいております。よろしくご審議をお願いします。

最後になりましたが、今回退任される役員並びに学術評議員の方々にはこれまでのご支援ご協力に対し、心から感謝の意を表したいと思います。

それでは、本日の議事についてご検討いただき審議のほどよろしくお願い申し上げます。私のご挨拶とさせていただきます。



財団法人国際民商事法センター第三十四回理事会議事録

35号削除
35号加入

- 1 開催日時 平成24年5月22日(火) 16時30分～17時30分
- 2 開催場所 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
法曹会館「高砂の間」
- 3 出席者 理事 33人(出席者名簿別添)
内訳 本人出席 8人
代理人出席 22人
(他の理事を代理人とする者 20人)
(理事長の承認を得た者を代理人とする者 2人)
書面による表決 3人

4 付議事項

- 第1号議案 任期満了に伴う理事及び監事推薦の件
第2号議案 会長・理事長及び事務局長互選の件
第3号議案 任期満了に伴う評議員推薦の件
第4号議案 任期満了に伴う学術評議員推薦の件
第5号起案 平成23年度事業報告、収支決算及び財産目録の件
第6号議案 平成24年度事業計画及び収支予算の件
第7号議案 寄附行為一部変更の件
第8号議案 顧問・参与推薦の件

5 議 事

寄附行為第23条第4項の規定により、理事長原田明夫が議長として着席、議事に先立ち議長の要請により会長宮原賢次から挨拶があった。

- (1) 第1号議案 任期満了に伴う理事及び監事推薦の件は、原案通り推薦することについて全員一致をもって承認可決した。
- (2) 第2号議案 会長・理事長及び事務局長互選の件は、原案通り推薦することについて全員一致をもって承認可決した。
- (3) 第3号議案 任期満了に伴う評議員推薦の件は、原案通り推薦することについて全員一致をもって承認可決した。
- (4) 第4号議案 任期満了に伴う学術評議員推薦の件は、原案通り推薦することについて全員一致をもって承認可決した。
- (5) 第5号議案 平成23年度事業報告、収支決算及び財産目録の件につき、議長は審議に先立ち、本江威憲監事に監査結果の報告を求め、本江監事は平成23年度における業務及び会計については、適正である旨報告した。
次いで議長は、本議案を第三十一回評議員会に諮問した。

評議員会議長前田宏からは、本議案について審議の結果、評議員会として異議なく、助言すべき事項もない旨理事長に答申することにつき承認可決した旨答申があった。

次いで、本議案について理事会の審議に移り、平成23年度事

業報告、収支決算及び財産目録の件は、原案通り全員一致をもって承認可決した。

- (6) 第 6 号議案 平成 24 年度事業計画及び収支予算の件につき、議長は審議に先立ち第三十一回評議員会に諮問した。

評議員会議長前田宏からは、本議案について審議の結果、評議員会として異議なく、助言すべき事項もない旨理事長に答申することにつき承認可決した旨答申があった。

次いで、本議案について理事会の審議に移り、平成 24 年度事業計画及び収支予算の件は、原案通り全員一致をもって承認可決した。

- (7) 第 7 号議案 寄附行為一部変更の件につき、議長は審議に先立ち第三十一回評議員会に諮問した。

評議員会議長前田宏からは、本議案について審議の結果、評議員会として異議なく、助言すべき事項もない旨理事長に答申することにつき承認可決した旨答申があった。

次いで、本議案について理事会の審議に移り、原案通り全員一致をもって承認可決した。

- (8) 第 8 号議案 顧問・参与推薦の件は、原案通り推薦することについて全員一致をもって承認可決した。

議長は寄附行為第 27 条の規定により、下記 2 名の出席理事を議事録署名人に指名した。

- 1 箕 康生
- 2 小杉 丈夫

以上をもって、本日の議事はすべて終了した。

議長は議決事項を明らかにするため、議事録を作成し、議事録署名人とともに署名押印する。

平成 24 年 5 月 22 日

議長

原田 明夫



議事録署名人

箕 康生



議事録署名人

小杉 丈夫



財団法人国際民商事法センター第34回理事会出席者

(7月11日順、敬称略)

理事会社

会 社 名	理 事			代理人出席者	
	役 職	氏 名	出席・欠席	役 職	氏 名
(株)IHI	相談役	伊藤 源嗣	議長宛委任状		
アサグループホールディングス(株)	会 長	萩田 伍	議長宛委任状		
大阪ガス(株)	特別顧問	領木新一郎	議長宛委任状		
関西電力(株)	社 友	宮崎 勇	議長宛委任状		
KDDI(株)	副会長	有富寛一郎	議長宛委任状		
キヤノン(株)	社 長	内田 恒二	議長宛委任状		
(株)小松製作所	特別顧問	萩原 敏孝	議長宛委任状		
新日本製鐵(株)	社 長	宗岡 正二	代理出席	常務執行役員	佐久間総一郎
住友金属工業(株)	会 長	下妻 博	議長宛委任状		
住友商事(株)	名誉顧問	宮原 賢次	本人出席		
住友電気工業(株)	常務取締役	中嶋 誠	議長宛委任状		
東京海上日動火災保険(株)	相談役	樋口 公啓	議長宛委任状		
(株)東芝	相談役	岡村 正	書面表決		
トヨタ自動車(株)	副社長	小澤 哲	代理出席	法務部グループ長	須藤充教
日本電気(株)	執行役員常務	岡田不二郎	本人出席		
日本電信電話(株)	取締役総務部門長	庄司 哲也	書面表決		
パナソニック(株)	会 長	中村 邦夫	議長宛委任状		
(株)日立製作所	執行役専務	葛岡 利明	議長宛委任状		
(株)みずほコーポレート銀行	常務執行役員	中村 康佐	書面表決		
三菱重工業(株)	会 長	佃 和夫	議長宛委任状		
三菱商事(株)	法務部長	藤田 和久	議長宛委任状		
(株)三菱東京UFJ銀行	顧 問	渡辺 喜宏	議長宛委任状		

個人理事

現 職	氏 名	出席・欠席
弁護士	原田 明夫	本人出席
弁護士	箕 康生	本人出席
弁護士	加納 駿亮	議長宛委任状
弁護士	川口 富男	議長宛委任状
弁護士	小杉 丈夫	本人出席
弁護士	佐藤 信昭	議長宛委任状
法務総合研究所長	清水 治	本人出席
弁護士	日野 正晴	議長宛委任状
一般財団法人高度技術社会推進協会顧問	福川 伸次	本人出席
一般財団法人台湾協会顧問	梁井 新一	議長宛委任状
事務局長	小林 清則	本人出席

監 事

現 職	氏 名	出席・欠席
弁護士	本江 威憲	本人出席
住友商事㈱常務執行役員	川原 卓郎	本人出席

財団法人国際民商事法センター第三十一回評議員会議事録



35号削除
35号加入

- 1 開催日時 平成24年5月22日(火) 16時30分～17時30分
- 2 開催場所 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
法曹会館「高砂の間」
- 3 出席者 評議員 27人(出席者名簿別添)
内訳 本人出席 6人
代理人出席 21人
(他の評議員を代理人とする者 20人)
(理事長の承認を得た者を代理人とする者 1人)
書面による表決 0人
原田明夫理事長

4 付議事項

- 第1号議案 会長による理事及び監事委嘱承認の件
第2号議案 平成23年度事業報告、収支決算及び財産目録の件
第3号議案 平成24年度事業計画及び収支予算の件
第4号議案 寄附行為一部変更の件

5 議 事

寄附行為第26条第4項の規定により、評議員前田宏が理事長原田明夫から本日の評議員会の議長に指名され着席。

議事に先立ち会長宮原賢次から挨拶があった。

- (1) 第1号議案 会長による理事及び監事委嘱承認の件は、原案通り委嘱することについて全員一致をもって承認可決した。
- (2) 第2号議案 平成23年度事業報告、収支決算及び財産目録の件は、理事長からの諮問に対し、原案について異議なく、また助言すべき事項はない旨、理事長に答申することを全員一致をもって承認可決し、その旨答申した。
- (3) 第3号議案 平成24年度事業計画及び収支予算の件は、理事長からの諮問に対し、原案について異議なく、また助言すべき事項はない旨理事長に答申することを全員一致をもって承認可決し、その旨答申した。
- (4) 第4号議案 寄附行為一部変更の件は、理事長からの諮問に対し、原案について異議なく、また助言すべき事項はない旨理事長に答申することを全員一致をもって承認可決し、その旨答申した。

最後に議長は寄附行為第27条の規定により、下記2名の出席評議員及び理事長を議事録署名人に指名した。

- 1 青山 善充
- 2 小泉 淑子
- 3 原田 明夫

以上をもって、本日の議事はすべて終了し、議長は議決事項を明らかにするため、議事録を作成し、議事録署名人とともに署名押印する。

平成24年5月22日

議長

前田 宏

議事録署名人

青山 善充



議事録署名人

小泉 淑子

議事録署名人

原田 明夫



財団法人国際民商事法センター第31回評議員会出席者

(71才順、敬称略)

評議員会社

会 社 名	評 議 員			代理人出席者	
	役 職	氏 名	出席・欠席	役 職	氏 名
伊藤忠商事(株)	顧問	赤松 良夫	議長宛委任状		
サントリーホールディングス(株)	会長兼社長	佐治 信忠	代理出席	法務部長	原口 昭
(株)商船三井	会 長	芦田 昭充	議長宛委任状		
大成建設(株)	副社長	多田 博是	議長宛委任状		
大和証券(株)	特別顧問	吉留 真	欠 席		
東京ガス(株)	社 長	岡本 毅	議長宛委任状		
日本生命保険(相)	常務執行役員	平井 克八	議長宛委任状		
野村ホールディングス(株)	常任顧問	氏家 純一	議長宛委任状		
丸紅(株)	会 長	勝俣 宣夫	議長宛委任状		
三井住友海上火災保険(株)	常任顧問	植村 裕之	議長宛委任状		
(株)三井住友銀行	名誉顧問	森川 敏雄	議長宛委任状		

個人評議員

現 職	氏 名	出席・欠席
明治大学法科大学院特任教授	青山 善充	本人出席
弁護士	石川 正	議長宛委任状
京都大学名誉教授	奥田 昌道	議長宛委任状
弁護士	小野 昌延	議長宛委任状
弁護士	河内 悠紀	議長宛委任状
弁護士	木村 榮作	欠 席
大阪大学名誉教授	熊谷 信昭	議長宛委任状
弁護士	小泉 淑子	本人出席
法務省特別顧問	竹下 守夫	議長宛委任状
弁護士	土肥 孝治	議長宛委任状
弁護士	長島 安治	議長宛委任状
弁護士	西 迪雄	議長宛委任状
弁護士	前田 宏	本人出席
法務総合研究所総務企画部長	松田 一郎	本人出席
弁護士	本林 徹	議長宛委任状
日本気候政策センター理事長	森脇 昭夫	本人出席
弁護士	諸石 光熙	議長宛委任状
法務総合研究所国際協力部長	山下 輝年	本人出席

財団法人国際民商事法センター第三十四回理事会資料

平成24年5月22日(火)

午後4時30分より

於：法曹会館 高砂の間(2階)

付議事項

- | | | |
|-------|-------------------------|-------|
| 第1号議案 | 任期満了に伴う理事及び監事推薦の件 | [資料1] |
| 第2号議案 | 会長・理事長及び事務局長互選の件 | [資料2] |
| 第3号議案 | 任期満了に伴う評議員推薦の件 | [資料3] |
| 第4号議案 | 任期満了に伴う学術評議員推薦の件 | [資料4] |
| 第5号議案 | 平成23年度事業報告、収支決算及び財産目録の件 | [資料5] |
| 第6号議案 | 平成24年度事業計画及び収支予算の件 | [資料6] |
| 第7号議案 | 寄附行為一部変更の件 | [資料7] |
| 第8号議案 | 顧問・参与推薦の件 | [資料8] |

注：「第5号議案 平成23年度事業報告、収支決算及び財産目録の件」
については、平成24年4月23日に監事による監査が完了し、適正
である旨報告を受けております。

財団法人国際民商事法センター第三十一回評議員会資料

平成24年5月22日(火)

午後4時30分より

於：法曹会館 高砂の間(2階)

付議事項

- | | | |
|-------|-------------------------|-------|
| 第1号議案 | 会長による理事及び監事委嘱承認の件 | [資料1] |
| 第2号議案 | 平成23年度事業報告、収支決算及び財産目録の件 | [資料2] |
| 第3号議案 | 平成24年度事業計画及び収支予算の件 | [資料3] |
| 第4号議案 | 寄附行為一部変更の件 | [資料4] |

注1：第2号、第3号及び第4号議案は、寄附行為第26条第6項にもとづき、理事長から評議員会への諮問に応じ、評議員会として必要な事項を審議し助言を行うものです。

注2：「第2号議案 平成23年度事業報告、収支決算及び財産目録の件」については、平成24年4月23日に監事による監査が完了し、適正である旨報告を受けております。

理 事 会：第 1 号議案	任期満了に伴う理事及び監事推薦の件	[資料 1]
評議員会：第 1 号議案	会長による理事及び監事委嘱承認の件	[資料 1]

(1) 理事候補

新任/再任	氏 名	現 職
再任	笥 康生	弁護士(第一東京弁護士会所属・元東京高裁部総括判事)
再任	小杉 丈夫	弁護士(東京弁護士会所属・元釧路地方家庭裁判所判事補)
再任	原田 明夫	弁護士(第一東京弁護士会所属)・元検事総長
再任	日野 正晴	弁護士(第一東京弁護士会所属・元金融庁長官)
再任	福川 伸次	一般財団法人高度技術社会推進協会顧問(元通産省事務次官)
再任	宮原 賢次	住友商事株式会社名誉顧問
新任/交代	北野 貴晶	住友商事株式会社法務部参事

(2) 監事候補

新任/再任	氏 名	現 職
再任	本江 威憲	弁護士(第一東京弁護士会所属・元最高検公判部長)
新任/交代	服部 進睦	住友商事株式会社総合経理部長

新任/再任	氏 名
再任 会 長 候 補	宮 原 賢 次
再任 理 事 長 候 補	原 田 明 夫
新任 事 務 局 長 候 補	北 野 貴 晶

評議員候補

新任/再任	氏 名	現 職
再任	青山 善充	明治大学法科大学院特任教授
再任	河内 悠紀	弁護士（第一東京弁護士会所属・元大阪高検検事長）
再任	小泉 淑子	弁護士（第二東京弁護士会所属）
再任	竹下 守夫	法務省特別顧問
再任	前田 宏	弁護士（第二東京弁護士会所属・元検事総長）
再任	森脇 昭夫	特定非営利活動法人日本気候政策センター理事長
再任	諸石 光熙	弁護士（第一東京弁護士会所属）

学術評議員候補

新任/再任	氏 名	現 職
再任	池田 辰夫	大阪大学大学院高等司法研究科教授
再任	奥島 孝康	早稲田大学学事顧問法学部教授
再任	梶谷 玄	弁護士(第一東京弁護士会所属)
再任	柏木 昇	元中央大学法科大学院教授
再任	川又 良也	京都大学名誉教授
再任	北川 善太郎	京都大学名誉教授
再任	小島 武司	桐蔭横浜大学学長
再任	志村 治美	立命館大学名誉教授
再任	曾野 和明	北海道大学名誉教授
再任	中村 雅臣	弁護士(大阪弁護士会所属)
再任	野村 好弘	明治学院大学教授
再任	原 清	弁護士(大阪弁護士会所属)
再任	星野 英一	東京大学名誉教授
再任	前田 庸	学習院大学名誉教授
再任	柳田 幸男	弁護士(東京弁護士会所属)
再任	矢吹 公敏	弁護士(東京弁護士会所属)
再任	湯浅 道男	愛知学院大学名誉教授

理 事 会：第5号議案 平成23年度事業報告、収支決算及び財産目録の件 [資料5]
評議員会：第2号議案 平成23年度事業報告、収支決算及び財産目録の件 [資料2]

平成23年度事業報告書

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

1 役員会の開催

(1) 第三十一回理事会

第三十一回理事会を以下の通り開催した。

日 時： 平成23年5月23日 16:30～17:30

場 所： 法曹会館 高砂の間

出席者： 理事33名

(本人出席10名、代理人出席18名、書面による表決権行使者5名)

理事長原田明夫が議長として議事を進め、以下の議案についてそれぞれ承認可決した。

議 案： 第一号議案 理事推薦の件
第二号議案 評議員推薦の件
第三号議案 任期満了に伴う特別顧問推薦の件
第四号議案 任期満了に伴う学術評議員推薦の件
第五号議案 平成22年度事業報告、収支決算及び財産目録の件
第六号議案 平成23年度事業計画及び収支予算の件

議事録署名人として、以下の2名が指名された。

1. 小杉 丈夫
2. 清水 治

(2) 第二十九回評議員会

第二十九回評議員会を以下の通り開催した。

日 時： 平成23年5月23日 16:30～17:30

場 所： 法曹会館 高砂の間

出席者： 評議員29名

(本人出席7名、代理人出席19名、書面による表決権行使者3名)

理事長原田明夫から評議員前田宏が議長に指名され、第一号議案について承認可決し、第二号議案及び第三号議案について、理事長からの諮問に対し、異議なく、また助言すべき事項はない旨、理事長に答申することを承認可決し、その旨答申した。

議 案： 第一号議案 会長による理事委嘱承認の件
第二号議案 平成22年度事業報告、収支決算及び財産目録の件
第三号議案 平成23年度事業計画及び収支予算の件

議事録署名人として、以下2名の評議員及び理事長が指名された。

1. 竹下 守夫
2. 北原 一夫
3. 原田 明夫

今回推薦された役員・特別顧問及び学術評議員に対し、会長宮原賢次は平成23年5月23日付で役職を委嘱した。

(3) 第三十二回理事会 (書面による議決)

平成23年11月7日、理事長原田明夫は第三十二回理事会を招集し、下記の議案について書面による賛否を求め、理事会の会議に代えることとし、平成23年11月21日、議案は過半数の賛成の回答を得て原案通り承認可決した。

議 案： 第一号議案 評議員推薦の件
候補者 松田 一郎氏 法務総合研究所総務企画部長

議事録署名人として、以下の2名が指名された。

1. 小杉 丈夫
2. 日野 正晴

(4) 第三十三回理事会 (書面による議決)

平成24年2月22日、理事長原田明夫は第三十三回理事会を招集し、下記の議案について書面による賛否を求め、理事会の会議に代えることとし、平成24年3月7日、第一号議案は過半数、第二号議案は3分の2以上の賛成の回答を得て原案通り承認可決した。

議 案： 第一号議案 「公益財団法人国際民商事法センターの最初の評議員の
選任方法(案)の件」
第二号議案 寄附行為一部変更の件

議事録署名人として、以下の2名が指名された。

1. 小杉 丈夫
2. 日野 正晴

(5) 第三十回評議員会 (書面による議決)

平成24年2月22日、理事長原田明夫は第三十回評議員会を招集し、下記の議案について評議員会の承認を求め、本評議員会の議長に前田宏評議員を指名した。前田宏議長は下記議案について書面による賛否を求め、評議員会の会議に代えることとし、平成24年3月7日、第一号議案は過半数、第二号議案は3分の2以上の賛成の回答を得て原案通り承認可決した。

議 案： 第一号議案 「公益財団法人国際民商事法センターの最初の評議員の
選任方法(案)の件」
第二号議案 寄附行為一部変更の件

議事録署名人として、以下の2名の評議員及び理事長が指名された。

1. 小泉 淑子
2. 松田 一郎
3. 原田 明夫

2 法整備支援事業

(1)ベトナム法整備支援研修(ベトナム研修)

①第38回ベトナム(司法省)研修

期 間： 平成24年2月27日～3月9日(12日間)

場 所： JICA東京国際センター及び法務総合研究所(東京)

研修内容： 本研修は、ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトの一環として行われ、民法の基本諸原則、法人の執行機関、財産の概念、占有権と所有権の関係、抵当権と質権の異同、将来形成財産による義務の履行の担保、債権分野の基本構造、契約締結前の過失、契約の各種方式などを始めとする多数の論点について、平成17年のベトナム民法改正に関わった日本側民法部会委員等との協議、質疑応答及び意見交換を通じて、民法改正に必要な情報を提供するとともに、ベトナム側起草担当者の民法全般に関する知見を深め、近い将来に予定される民法改正草案の起草に役立てることを目的とする。

研修員：15名

ディン・チュン・トゥン

司法省次官

グエン・アム・ヒエウ

司法省民事経済法局 副局長

ドー・フィ・チュン

国会事務局法律局 副局長

ヴー・ティ・ミン・ホン

ベトナム祖国戦線中央委員会法律・民主主義局
副局長・法律専門官

グエン・ホン・ハイ

司法省民事経済法局民事関連法課 課長・法律専門官

ホ・クアン・フィ

司法省国家担保取引登録局 課長

チャン・ダン・ディン

司法省監査局行政監査課 課長・監査官

フン・チュン・タップ

ハノイ法科大学民法学部民法学科長、教授

グエン・ティ・ゴック・ビック

司法省民事経済法局経済関連法課 副課長・法律専門官

チャン・ハイ・イエ

司法省国際協力局アジア・アフリカ・

オセアニア国際協力課 副課長・法律専門官

グエン・スアン・アイン

司法省法律理論研究所情報図書センター

副センター長・法律専門官

ホアン・ティ・トゥイ・ハン	司法省民事経済法局 上席法律専門官
ホアン・スアン・ホアン	司法省大臣官房 法律専門官
ドー・ザ・タン	政府事務局法律局 法律専門官
クアット・ティ・トゥ・ヒエン	最高人民裁判所裁判理論研究所民事経済法研究部門 専門家

②第39回ベトナム(最高裁)研修

期 間： 平成24年3月12日～3月21日(10日間)

場 所： 法務総合研究所(大阪・東京)及びJICA大阪・東京国際センター

研修内容： 本研修は、ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトの一環として行われ、ベトナム裁判所組織法起草担当者を中心とする研修員を日本に招き、日本の司法機構について情報提供(最高裁判所、大阪地方裁判所、大阪家庭裁判所訪問、日本の統治機構、司法制度に関する概要説明)、ベトナム裁判所組織法改正草案についての意見交換を行うことにより、同草案の改善に役立てることを目的とする。

研修員：10名

トン・アイン・ハオ	最高人民裁判所副長官
グエン・タイン・トゥック	最高人民裁判所判事兼中央軍事裁判所副所長
レ・ヴァン・ミン	最高人民裁判所統計部長
ズオン・コン・ラッ	ソクチャン省人民裁判所長
グエン・バン・フオック	カンホア省人民裁判所長
チャン・ヴァン・タン	最高人民裁判所裁判理論研究所副所長
ホアン・タイン・トゥン	バリアブントウ省人民裁判所副所長
グエン・フウ・ミン	バクニン省人民裁判所副所長
グエン・トゥオン・リン	最高人民裁判所人事組織部主任
グエン・ティ・トゥ・ハイ	最高人民裁判所国際協力部法律専門官

(2) ベトナム法制度整備

ベトナムに対しては法整備支援プロジェクト・フェーズ1(平成8年12月～平成11年12月)、フェーズ2(平成11年12月～平成15年3月)、フェーズ3(平成15年7月～平成19年3月)が実施されてきたが、その後をうけたベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ1は、支援の重点を「法の運用体制の強化」、「法曹等の能力強化・人材育成」に置き、平成19年4月～平成22年3月まで実施された。平成23年度からは、同プロジェクトフェーズ2(4年間)が開始された。

ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトの主要内容

フェーズ1では「法の運用体制の強化」、「法曹等の能力強化・人材育成」のための支援に重点を置き、パイロット地区(バクニン省)を指定し、同地区において、司法機関(裁判所、検察庁、弁護士会)及び司法補助機関(戸籍、不動産登記、公証に係る機関)の能力の改善に向けた取組が行われた。起草支援としては、不動産登記法、担保取引登録法、民事判決執行法、国家賠償法、行政訴訟法の制定、民事訴訟

法・刑事訴訟法の改正等の支援を実施し、その結果、民事判決執行法(平成20年11月)、国家賠償法(平成21年6月)、行政訴訟法(平成22年12月)、改正民事訴訟法(平成23年3月)がベトナムの国会で可決成立した。現在進行中のフェーズ2は、支援対象機関はフェーズ1と同様で、支援内容は、中央司法関係機関の助言・監督能力を主要地区に広め、法令改善能力等の向上を目指すものであり、ハイフォン市を主要活動地域としている。また、民法改正、裁判所組織法改正等の起草支援を実施している。

当年度は民法共同研究会(委員長 森嶋昭夫日本気候政策センター理事長 委員12名)が研究会を5回開催し、裁判実務改善研究会(委員長 村上敬一 同志社大学法科大学院客員教授 委員4名)が4回の研究会を開催した。また日本側の研究会の協力のもとに、長期派遣専門家の現地活動が継続実施された。

(3) カンボジア法制度整備支援研修(カンボジア研修)

①第9回カンボジア法曹養成支援研修(執行保全研修)

期 間： 平成23年6月20日～6月24日(5日間)

場 所： 法務総合研究所国際協力部(大阪)及びJICA大阪国際センター

研修内容： カンボジア王立裁判官・検察官養成校(以下「養成校」という。)に対し、長期専門家を派遣するなどして、民事科目の教員育成支援及び教材作成ノウハウの移転を行ってきている。平成23年3月現在、教官候補生は、1期から5期までの35名が選抜されている。1期から3期の教官候補生は、民事訴訟法一般、民事執行及び民事保全につき、長期専門家による教育指導を受け、相当な知識を得て教官として後進を指導する能力を備えつつある一方で4期教官候補生はその選定が大幅に遅れ、平成22年9月に選抜されたものの、養成校における一般的な教育を受けたにとどまっている。このため、4期教官候補生を対象に、カンボジア民事訴訟法(民事執行及び民事保全を含む)と類似する制度である日本の民事執行及び民事保全の集中講義を実施するとともに、裁判所における実務見学を実施するものである。

研修員：6名

チャン・リャンサイ	最高裁判所判事
ロッ・ピセツ	カンボット州裁判所判事
キム・ヘン	スパイリエン州裁判所判事
ウッ・レクンティア	タケオ州裁判所判事
スィン・ソバナロアット	プレイベン州裁判所判事
ヘン・チャンスィボリン	コンボンチュナン州裁判所判事

②平成23年度カンボジア研修(模擬裁判研修)

期 間： 平成23年10月3日～10月14日(12日間)

場 所： 法務総合研究所国際協力部(大阪)及びJICA大阪国際センター

研修内容： (1) 模擬裁判について

養成校では、平成19年以降、毎年12月に生徒による民事模擬裁判を実施しており、模擬裁判は、教育と実務の懸け橋として、最も重要なカリキュラムの一つとなっていることから、平成20年以降、毎年、「教官候補生」を対象に、本邦研修を実施し、その知識・経験の向上を図っている。平成23年も12月頃に養成校生徒による民事模擬裁判の実施が予定されており、その指導・講評役を5期生が務める予定であるが、その知識・経験は十分とはいえない。そこで、今回の研修では、5期生を対象に、模擬記録の素案に基づき、裁判の実施、記録の改訂作業を行い、裁判記録の作成能力、模擬裁判の指導・講評の能力向上を図るものである。

(2) 講義及び民法演習について

「教官候補生」は、将来の養成校教官として法曹の指導・育成に当たることが期待されているものの、カンボジアでは、法曹養成制度についての十分な経験も資料も存在しない。そこで、「日本の法曹養成制度の概要」の講義により、適切な法曹養成に対する知識を得させることを目的とする。

また、カンボジアでは、独自の法理論形成がなされておらず、民法についても、法を解釈して適用するという発想に乏しいことから「民法演習」を通じて、比較的簡易な具体的事例を基に研修員側が主体的に議論することで法解釈の手法を会得させることを図るものである。

(3) 裁判所の見学等について

カンボジアの民事訴訟手続と類似する訴訟手続を有する我が国の裁判所の人的・物的整備状況とそれに基づく実務の運用状況を知ることにより、法が予定している訴訟手続を理解することが可能となることから、裁判所の見学及び担当者らへの質疑応答を実施するものである。

研修員：7名

チャエ・ピレアッ	ブノンベン始審裁判所判事
イ・タボレアッ	ブノンベン始審裁判所判事
ケイン・ソマリッ	カンダール始審裁判所判事
ニョム・ピサル	シアヌークビル始審裁判所判事
チュン・チャンセイハー	シェムリアップ始審裁判所判事
ヤッ・メター	バタンバン始審裁判所判事
レアム・ソベアッ	シェムリアップ始審裁判所判事

(4) カンボジア法制度整備

平成15年3月に民法・民訴法案を引渡し、国会の審議を経て民事訴訟法は平成18年7月に公布・施行（適用は平成19年7月）、民法は平成19年12月に成立・公布され、当年度の平成23年12月21日より適用が開始された。
当年度は、下記2つのプロジェクトの最終年度となった。

- ①法制度整備支援プロジェクト・フェーズ3(平成20年度4月～平成24年3月)
- ・民法・民事訴訟法関連附属法令等の起草立法化支援
 - ・民法・民事訴訟法運用のための諸活動支援

当年度は民法作業部会(委員長 森脇昭夫日本気候政策センター理事長 委員15名)を5回及び民事訴訟法作業部会(委員長 竹下守夫法務省特別顧問 委員13名)を4回実施した。また民法作業部会のサブ部会であるカンボジア不動産登記実務アドバイザーグループ(委員等9名)は会合が3回行われた。

- ②裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト・フェーズ2(平成20年4月～平成24年3月)

カンボジアの国家試験改革の影響で、平成22年以降、裁判官・検察官養成校(RSJP)に新入生が入学していないことに加え、教官候補生の育成についても、従前、カンボジア法曹養成アドバイザーグループで報告・協議済みの活動がされ、順調に成果をあげたことから、新たに協議すべき事項が発生しなかったため当年度法曹養成共同研究会(岡部純子司法研修所教官他 委員8名)は実施されなかった。

(5) 中国国別研修

- ①平成23年度中国国別「司法人材育成研修」

期 間： 平成23年11月7日～11月13日(7日間)

場 所： 法務総合研究所(東京)及びJICA東京国際センター

研修内容： 中国の法官研修の実施主体である国家法官学院(裁判官養成学校)の要請を受けて、平成22年度から国別研修「司法人材育成研修」がスタートした。初回である平成22年度の研修内容は、法科大学院での教育現場視察を中心に構成され、司法研修所、最高裁判所、東京地方裁判所、日本弁護士連合会を訪問し、日本の法曹養成の概要についての知見を提供するものであった。平成23年度は、裁判官養成、特に予備法官研修の改善に役立つ研修計画の具体的構成、実務能力育成についての有効な教授方法、教材・カリキュラム作成方法、研修者の評価、採用との関係、研修管理手法、優秀な教員確保のメカニズム等についての知見提供及び意見交換への要望が強まったため、以下を目的として研修を実施した。

(1) 司法研修所を訪問し、同所教官(1部・2部)との意見交換を実施し、裁判官研修の詳細(企画、運営管理)、教材・カリキュラム作成の詳細、教官確保の状況、裁判官の人事評価、採用事情等について理解を深める。

(2) 東京地方裁判所、東京地方検察庁、日本弁護士連合会を訪問して、担当者との意見交換を実施し、司法修習生の実務修習や新任判事補の育成の状況等について知見提供を受ける。

(3) 裁判官の外部経験や著名な元司法研修所教官による経験等の知見の提供を受け、日本の裁判官養成制度についての理解を深める。

研修員：8名

陳 海光	国家法官学院副院長
滑 玉珍	最高人民法院政治部宣傳教育部副部長
孫 本鵬	国家法官学院教務部主任教授
劉 向東	国家法官学院人力資源部副部長
傅 悦余	最高人民法院司法行政裝備管理局処長法官
胡 田野	国家法官学院民商事教育研究部副教授
郝 方昉	国家法官学院弁工室講師
袁 鴻章	寧夏回族自治区高級人民法院法官研修学院副教授

②平成23年度中国国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」

期 間：平成24年1月9日～1月17日(9日間)

場 所：法務総合研究所(大阪)及びJICA大阪国際センター

研修内容：平成19年11月から、中国における民事法の起草担当部門である全人代常務委員会法制工作委员会民法室(以下「民法室」という。)に対する立法支援を実施している。

平成22年度国別研修では、「法の適用に関する通則法」を中心とした知見を提供し、中国「涉外民事関係法律適用法」の成立につながった(平成22年10月成立)。

その後、中国では民事訴訟法の改正作業が進み、同改正案の第1回目の審議が平成22年10月から始まり、現在改正案はパブリックコメントに付されている。なお、同改正案は中国民事訴訟法の一部改正であり、民事執行その他の分野は今後の課題として残されている(中国では民事執行は民事訴訟法中で規定されている)。

そこで、第2回となる今回の国別研修は、中国で審議中の民事訴訟法改正案についての検討と意見交換を実施するとともに、日本の民事執行実務及びこれに関連する不動産登記実務についての知見を提供し、更には非訟事件手続法・家事事件手続法に関する知見を提供して、民法室に対する支援を行い、同時に日中両国の相互理解、交流を促進するもので、具体的には次を目的としている。

(1) 今回の民事訴訟法改正案についての検討、意見交換を通じて、同改正案の問題点を抽出し、今後も継続する同法改正作業への助言・提言を行うこと。

(2) 日本の民事執行実務(これに関連する不動産登記実務)についての知見を提供し、今後の改正作業への参考とすること。

(3) 日本の新法である非訟事件手続法及び家事事件手続法について説明を行い理解を深めること。

研修員：11名

杜 濤	全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室副主任
張 明華	全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会弁公室調研員

王 慧君	最高人民法院立案二庭裁判官(処長)
吳 兆祥	最高人民法院研究室民事處處長
程 慧	中国国際貿易促進委員会調解センター副秘書長
李 倩	全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室副処長
解 金虎	寧夏回族自治区人民代表大会常務委員会法制工作委員会法規備案審査処副処長
孫 娜娜	全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室主任科員
水 森	全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室主任科員
許 畑	全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室主任科員
林 開華	福建省人民代表大会常務委員会法制工作委員会主任科員

(6) 中国個別専門家及び国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」に係る中国民事訴訟法研究会

中国の全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室(以下 民法室)からの要請に応じて平成19年11月から平成22年10月までの中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトにおいて、公正かつ効率的で充実した審理に基づく迅速な民事紛争解決制度の整備・民事紛争の適正・円滑な解決が促進されることに重点を置いた「民事訴訟法・仲裁法改善支援」が実施された。

引き続き、民法室から民事法全般についての支援要請があり、平成23年4月から、プロジェクト方式から個別案件対応とし、中国個別専門家及び国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」に係る中国民事訴訟法研究会を実施し、中国民事訴訟法及び民事関連法の起草支援を継続している。(期間3年)

中国民事訴訟法・仲裁法改善研究会
委員長 上原敏夫 明治大学法科大学院教授
委員 11名
平成23年度は研究会を3回開催。

(7) ラオス国別研修

①平成23年度ラオス法律人材育成プロジェクト「刑事訴訟法」

期 間： 平成23年10月17日～10月28日(12日間)

場 所： 法務総合研究所国際協力部(大阪)及びJICA大阪国際センター

研修内容： ラオスでは、未だ法理論の十分な理解に基づかない立法、行政及び司法の各実務が行われる傾向がある上、法理論の体系的説明や法理論と実務上の問題の関連付けがほとんど行われないうまま法学教育・研修が行われている。このような状況に鑑み、ラオス政府の要請を受けて、平成22年7月「ラオス法律人材育成強化プロジェクト」が開始された。このプロジェクトは、ラオス司法省、ラオス最高人民裁判所、ラオス最高人民検察院及びラオス国立大学が共同して、ラオスにおける民法、民事訴訟法及び刑事訴訟法の法理論と実務上の問題について、

体系的な分析・検討を行い、その結果を「モデル教材」に取りまとめることにより、法理論を踏まえた法学教育・研修を行うこと及び各実務を改善する人的・組織的能力を向上させることを目標としたものであり、その一環として、平成22年3月に実施した第1回本邦研修に引き続き、本研修を実施するものである。これまで、ラオス刑事訴訟法に関する分析・検討及び教材の執筆を行うサブ・ワーキンググループでは、同法の手続や関連条文の説明を内容とする「手続・法令チャート」(仮称)の作成作業を通じて、手続の全体像を把握することに努めてきたが、同作業も相当程度進行したことから、本研修は、同グループメンバー(裁判官、検察官、司法省職員及び国立大学教員)を研修員として日本に招き、日本の刑事訴訟法理論及び刑事実務並びに日本における法曹・法学教育及び法律関係図書の内容・利用方法等に関して情報提供を行うとともに、ラオス刑事訴訟法の理論及び実務並びに教材作成方法等についての意見交換を行い、今後、教材作成作業を効果的・効率的に行えるようにするために実施するものである。

研修員：13名

ヴィエンヴィライ・ティアンチャンサイ	ラオス国立大学法政治学部長
ブンコン・パンヴォンサー	司法省人事部政党課長
スパシット・ローワンサイ	最高人民検察庁検察官研修所副所長
ソムマイ・ブッタヴォン	中部高等裁判所刑事部裁判官
センタヴィ・インタヴォン	ラオス国立大学法政治学部刑事法学科長
スバポー・インタヴォン	最高人民検察院検察官研修所 カリキュラム研究部長
ブンマー・ドゥアンマラーシン	中部高等人民検察庁刑事部長
チャンタブン・ペーンカムサイ	最高人民検察庁法学研究部長
ポーセン・クンタヴィドゥアンチャイ	ラオス国立大学教務課長
シーワン・ブンタラー	最高人民裁判所刑事部裁判官
ミットラコーン・ソンカムチャン	司法省国際協力研究所専門官
パイワン・ウンヴィライ	司法省北部法科大学教務課長
スリデート・ソーインサイ	最高人民裁判所刑事部裁判官補助

②平成23年度ラオス法律人材育成プロジェクト「民事訴訟法」

期 間： 平成24年1月23日～2月3日(12日間)

場 所： 法務総合研究所国際協力部(東京)及びJICA東京国際センター

研修内容： 前記の刑事訴訟法研修に引き続き、民事訴訟法研修を実施するものである。これまで、ラオス民事訴訟法に関する分析・検討及び教材の執筆を行うサブ・ワーキンググループ(以下「サブWG」という。)では、同法の手続や関連条文の説明を内容とする「手続・法令チャート」の作成作業を通じて、手続の全体像を把握することに努めてきたが、同作業も相当程度進行し、現在は、次の段階である教材作りの一環として、教材のコンセプト等について議論するに至っている。他方、

ラオス民事訴訟法は、平成24年6月に国会の審議を経て改正される予定であり（サブWGのリーダーが改正法の起草に当たっている）、教材は同改正を踏まえたものとなることを見込まれ、今後、サブWGのメンバーも改正草案に関して地方で実施するヒアリングに同行するなど改正作業に一定程度関わることとなっている。本研修は、サブWGのメンバー（裁判官、検察官、司法省職員及び国立大学教員）を研修員として日本に招き、日本の民事訴訟法理論及び民事訴訟実務並びに日本における法曹・法学教育等に関して情報提供を行うとともにラオス民事訴訟法改正草案に関する集中協議を行い、今後、教材の作成作業が効果的・効率的に行われ、教材の内容が法改正を適切に反映し充実したものとなるよう実施するものである。

研修員：15名

ソムサック・タイブンラック	中部高等人民裁判所副所長
ブンクアン・タヴィサック	最高人民裁判所司法研修所長
ボンベット・ウンケオ	最高人民検察院民事審査部副部長
ソムマーイ・シーウドムバン	北部法科大学学長
パイマニー・サイヴォンサー	ラオス国立大学法政治学部ビジネス法学科長
カムムアン・シヴィライ	最高人民検察院再審審査部副課長
ブントウン・シートーンゲオチャンパー	ラオス国立大学法政治学部民事法学科副学科長
ウドーン・シンダーラー	中部法科大学学長
サイキット・ヴィシーソムバット	中部法科大学副学長
センスリヤー・プアンベット	最高人民裁判所国際協力課長
ネオパチャン・カムマニヴォン	司法省法律情報課副課長
アクソンシン・ヴィサイヤライ	ビエンチャン首都人民裁判所裁判官
チャンスック・カムプー	最高人民裁判所司法研修所専門官
プーミー・シンラッタナタマテーヴァー	司法省法律研究国際協力局専門官
ブンカム・チャンタマンリー	南部法科大学教官

(8) ラオス法律人材育成強化プロジェクト

平成22年7月から平成26年7月までの4ヶ年の予定でラオス司法省・最高人民裁判所・最高人民検察院・ラオス国立大学を対象機関とし、ラオス法理論の構築と法理論に基づく司法・立法実務上の問題分析を通じて法学教育及び法務・司法関係機関の人材・組織強化を目的とするプロジェクトが開始された。

国内でのアドバイザーグループ

①ラオス民法アドバイザーグループ

委員 松尾 弘 慶應義塾大学大学院教授 他委員3名
会合 2回実施

②ラオス民事訴訟法アドバイザーグループ

委員 酒井 一 名古屋大学大学院法学研究科教授 他委員5名
会合 4回実施

③ラオス刑事訴訟法アドバイザーグループ

委員 加藤克佳 名城大学法学部・大学院法学研究科教授 他委員4名
会合 1回実施

(9) 中央アジア法整備支援研修 (中央アジア4カ国研修)

第4回中央アジア比較法制研究セミナー

期 間： 平成23年12月5日～12月16日(12日間)

場 所： 法務総合研究所国際協力部(大阪)及びJICA大阪国際センター

研修内容： 世界経済がグローバル化する一方で、国際的な取引に際しては、相手国の法制度に関する情報が必ずしも十分に得られないことが多く、これが国際的な投資活動の障壁となっている。この傾向は、世界各地で見られるが、ことに社会主義体制を放棄し、新たに資本主義に基づく市場経済体制への移行期にある旧ソ連の諸国、特に中央アジア地域の各国において顕著であり、同地域は我が国にとって今後、より一層法制度及びその実際の運用について情報を収集しなければならない地域であるのみならず、同地域にあるそれぞれの国にとっても、自国の法制度に関する情報を効果的に発信し、かつ、他国の情報を積極的に受信する必要がある。本研修は、対象国(カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン)の裁判所職員及び会社制度又は株主・持分権者に関する各種制度を監督するその他の国家機関(省庁、国家委員会)の職員等を招き、特に対外・対内投資に大きな影響を与える各国の企業法制に関し、制度及びその運用に関する比較研究をすることを目的として、中央アジア諸国の会社法制についての運用状況を明確にして法的予測可能性を確保すべく検討を行う。

研修員：7名

(カザフスタン)

アイバガムベトヴァ ダナ アルマトィ市特別広域経済裁判所 裁判官
ジュスーポフ アルガベック アクトュベ州特別広域経済裁判所 裁判官
セリクバエヴァ マルジャン 経済発展貿易省 国有財産管理政策部
シニアエキスパート

(キルギス)

ジャキバリエフ アディレット 国家財産省国有化財産管理基金部 部長
イブライモフ ルスタム 財務省法務支援部 訟務課長

(タジキスタン)

シャルバトフ アジズベック ドウシャンベ市経済裁判所 裁判官
ナイーモフ バフティヨール ソグド州経済裁判所 裁判官

今回ウズベキスタンからは参加せず。

(10) 中央アジア地域別研修 比較法制研究セミナー アドバイザリーグループ

委員 出水 順 大阪大学大学院高等司法研究科教授 他委員4名
会合 5回実施

(11) ネパール民法改正支援アドバイザリーグループ

ネパール国別研修(民法及び関連法セミナー)を中心として実施されるネパール民法改正支援を効果的に推進するためにネパール民法改正支援アドバイザリーグループが設置されている。

ネパール民法改正支援アドバイザリーグループ

委員長 松尾 弘 慶應義塾大学大学院教授
委員 4名
会合 6回実施

(12) モンゴル調停制度強化アドバイザリーグループ

委員長 稲葉一人 中京大学法科大学院教授
委員 6名
会合 5回実施

(13) ウズベキスタン国「民間セクター活性化のための行政手続改善」アドバイザリーグループ

委員 市橋克哉 名古屋大学大学院法学研究科教授 他委員3名
会合 3回実施

3 シンポジウム等運営事業

(1) 日中民商事法セミナー

本セミナーは当財団の重要事業の一つとして平成8年の財団設立以来、日本(東京・大阪)と中国(北京)で交互に開催し、時機に応じたテーマを取り上げて相手国の専門家を招聘し講演を行ってもらう方式をとっており、今年度は日本側の要請により「中国独占禁止法」適用の現状と「中国労働法」適用の現状をテーマとして取り上げた。

今回は東京での9回目の開催となり、中国側の主催者である国家发展改革委員会の杜慶副主任をお迎えし、また講師として全人代常務委員会より袁傑 法制工作委员会经济法室副主任及び人力資源社会保障部より余明勤 法規司副司長にお出でいただき、中国政府それぞれの立場から2つのテーマについて現状と今後の課題などをご紹介いただいた。何れも日本企業の中国での事業展開にとって重要な法律であり、有意義な最新情報をお聞きすることができた。

第16回日中民商事法セミナー(東京)

日 時：平成23年10月20日(木)13:00～17:20

場 所：日本貿易振興機構(JETRO)5階展示場

主 催：日本側 当財団、法務総合研究所、日本貿易振興機構
中国側 国家発展改革委員会

開会挨拶：宮原賢次 財団法人国際民商事法センター会長

杜 鷹 国家発展改革委員会副主任

清水 治 法務省法務総合研究所長・当財団理事

横尾英博 日本貿易振興機構(JETRO)副理事長

牛 建国 中国駐日本国大使館公使参事官

総合司会：小杉丈夫 松尾綜合法律事務所弁護士・当財団理事

講演Ⅰ：演題「中国独占禁止法」適用の現状

講師：袁 傑 全人代常務委員会法制工作委员会经济法室副主任

講演Ⅰに対する日本側コメント 細田孝一 神奈川大学法学部教授

講演Ⅱ：演題「中国労働法」適用の現状

講師 余 明勤 人力資源社会保障部法規司副司長

講演Ⅱに対する日本側コメント 石本茂彦 森・濱田松本法律事務所弁護士

総 括 任 瓏 国家発展改革委員会法規司司長

小杉丈夫 松尾綜合法律事務所弁護士・当財団理事

第16回日中民商事法セミナー(大阪)

日 時：平成23年10月21日(金)13:00～17:20

場 所：法務総合研究所国際会議室 大阪中之島合同庁舎2階

開会挨拶：原田明夫 財団法人国際民商事法センター理事長

杜 鷹 国家発展改革委員会副主任

山下輝年 法務総合研究所国際協力部長・当財団評議員

河浦義和 日本貿易振興機構(JETRO)事業推進課長

講演Ⅰ：演題「中国独占禁止法」適用の現状

講師：袁 傑 全人代常務委員会法制工作委员会经济法室副主任

講演Ⅰに対する日本側コメント 高槻 史 大江橋法律事務所弁護士

講演Ⅱ：演題「中国労働法」適用の現状

講師 余 明勤 人力資源社会保障部法規司副司長

講演Ⅱに対する日本側コメント 石本茂彦 森・濱田松本法律事務所弁護士

総 括 林 大建 国家発展改革委員会外事司副巡視員

石川 正 大江橋法律事務所弁護士・当財団評議員

(2) アジア・太平洋諸国法制度シンポジウム

当財団は平成21年4月より3年間の予定でアジア・太平洋監査制度研究会にてアジアでの監査制度につき比較法制研究をしてきたが、本年度はその最終年度となり、成果発表として各国及び地域から専門家を招へいし、日本側研究会委員を交えてシンポジウムを開催した。

日 時：平成23年9月20日(火) 10:00～17:00
場 所：法務総合研究所国際会議室 大阪中之島合同庁舎2階
テ ー マ：アジア監査制度シンポジウム
～進展するアジアにおける監査制度の実情と課題
主 催：当財団、法務総合研究所
主催者挨拶：清水 治 法務省法務総合研究所長
原田明夫 財団法人国際民商事法センター理事長

アジア監査制度研究の意義

近藤光男 神戸大学大学院法学研究科教授

個別パネルディスカッション1「中国における監査制度の実情と課題」

(パネリスト)

方 新 大成律師事務所律師(弁護士)
川口恭弘 同志社大学大学院法学研究科教授
森川 茂 住友商事株式会社法務部長付 ニューヨーク州弁護士

個別パネルディスカッション2「香港における監査制度の実情と課題」

(パネリスト)

Johnny Chi Keung Wong
Messrs. Lo, Wong & Tsui Solicitors & Notaries 弁護士
中東正文 名古屋大学大学院法学研究科教授
池田裕彦 弁護士法人大江橋法律事務所弁護士

個別パネルディスカッション3「韓国における株式会社監査制度の実情と課題」

(パネリスト)

権 鍾浩 建国大学校法学専門大学院教授
近藤光男 神戸大学大学院法学研究科教授
北村雅史 京都大学大学院法学研究科教授

個別パネルディスカッション4「ベトナムにおける上場会社監査制度の実情と課題」

(パネリスト)

Nguyen Thi Lan Huong ハノイ国家大学法学部専任講師
片木晴彦 広島大学大学院法務研究科教授・弁護士
井上浩一 あずさ監査法人公認会計士

会場との質疑応答：(進行) 池田裕彦 弁護士法人大江橋法律事務所弁護士
全体パネリスト：(進行) 池田裕彦 弁護士法人大江橋法律事務所弁護士

総括： 近藤光男 神戸大学大学院法学研究科教授

(3) 他団体との共催事業

①「サマーシンポ『私たちの法制度整備支援2011』シンポジウム」

法務総合研究所・名古屋大学・慶應義塾大学による若者を対象とした下記シンポジウムを共催協力した。

「サマーシンポ『私たちの法制度整備支援2011』シンポジウム」

日 時： 平成23年9月2日(金) 13:00～18:00

場 所： 法務総合研究所国際協力部国際会議室、名古屋大学会場(CALE)
並びに慶應義塾大学とテレビ会議接続

対 象： 法学部生、法科大学院生、社会人(若手学者、修習生、若手法曹)

目 的： 「法の分野での国際協力・国際貢献」としての開発法学と法制度整備支援の実情と魅力に関して、学生等に研究発表させることを通じて、法制度整備支援に対する広範な関心を集め、理解と協力を求めるとともに、今後の法制度整備に携わる人材の育成強化及び関係諸機関との連携強化を図ることを目的とする。

開会の辞： 山下輝年 法務総合研究所国際協力部長

概要説明： 中村真咲 名古屋経済大学非常勤講師

課題説明： 上坂和央 法務総合研究所国際協力部教官

研究発表Ⅰ～Ⅳ： 慶應義塾大学学生グループ(カンボジア担当)・慶應義塾大学
学生グループ(ネパール担当)・名古屋大学学生グループ・
慶應義塾大学学生グループ(東ティモール担当)

コメント・質疑応答

コメンター： 鮎京正訓 名古屋大学法学部長・大学院法学研究科長

松尾 弘 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

四本健二 神戸大学大学院国際協力研究科教授

森永太郎 法務総合研究所国際協力部教官

修了証贈呈： 山下輝年 法務総合研究所国際協力部長

総 括： 鮎京正訓 名古屋大学法学部長・大学院法学研究科長

閉会の辞： 加納駿亮 財団法人国際民商事法センター理事

②2011年度「国際民商事法金沢セミナー」

石川国際民商事法センター及び法務総合研究所の共催による下記セミナーを後援
開催趣旨： 経済成長の著しい東アジア・東南アジアの国々に関し、わが国の企業がこれらの地域において事業展開を行う場合における法務上の留意点をテーマとして企業経営者等を対象としたセミナーを開催する。

主 催： 石川国際民商事法センター・法務省法務総合研究所

日 時： 平成24年3月16日(金) 13:30～16:30

場 所： 北國新聞社 交流ホール

テ ー マ： アジア諸国に対する投資について

開会挨拶： 高澤 基 石川国際民商事法センター会長

本江威憲 財団法人国際民商事法センター監事

講 演：

(第1部) 東南アジア、インドの経済情勢と投資チャンス

上原正之氏 (AISB Holdings Managing Director・CEO

エーアイエスピージャパン株式会社 代表取締役)

(第2部) 東南アジア、インドへの進出スキーム、M&A手法、紛争解決

栗田哲郎氏 (ラジャ・タン法律事務所 パートナー弁護士)

(第3部) シンガポールを基点としたアジア進出・統括会社活用方法

上原正之氏/栗田哲郎氏

③第13回法整備支援連絡会

開催趣旨： 法整備支援に関わる関係機関が一堂に会し、意見や情報の交換を行う。

日 時： 平成24年1月20日10:30～17:30

会 場： (大阪) 法務総合研究所国際協力部国際会議室

(東京) 法務総合研究所3階共用会議室(TV会議システム)

主 催： 法務省法務総合研究所、独立行政法人国際協力機構

テ ー マ： 法整備支援の展望～支援から協力へ

出席者： 法整備支援に関与している関係機関、関係者

4 調査研究事業

(1) アジア・太平洋諸国法制度調査

当財団は法務総合研究所と共同で平成8年度から委託研究としてアジア・太平洋諸国法制度調査研究事業を実施している。平成21年度よりは「監査制度」をテーマとしてアジア・太平洋監査制度研究会を平成24年3月までの3ヶ年計画として実施している。本年度は最終年度であり、成果発表として9月にシンポジウムを開催し、シンポジウム開催準備及びまとめを中心に研究会を実施した。

名 称 アジア・太平洋監査制度研究会

主 催 法務総合研究所国際協力部、当財団

期 間 平成21年4月～平成24年3月(3年プロジェクト)

研究対象国・地域 中国、香港、韓国、ベトナム

座 長 近藤光男 神戸大学大学院法学研究科教授

委 員 片木晴彦 広島大学大学院法務研究科教授・弁護士

川口恭弘 同志社大学大学院法学研究科教授

北村雅史 京都大学大学院法学研究科教授
中東正文 名古屋大学大学院法学研究科教授
池田裕彦 弁護士法人大江橋法律事務所弁護士
井上浩一 あずさ監査法人代表社員・公認会計士
森川 茂 住友商事株式会社法務部長付
山下輝年 法務総合研究所国際協力部長
松原禎夫 法務総合研究所国際協力部教官

平成23年度における研究会開催場所は法務総合研究所国際協力部セミナー室

第10回研究会 平成23年4月27日

第11回研究会 平成23年7月15日

第12回研究会 平成23年11月2日

第13回研究会 平成24年2月23日

(2) 海外現地調査

本年度は特段の活動はなかった。

(3) 資料収集配布等

本年度は特段の活動はなかった。

5 その他

(1) 機関誌「ICCLC」発行

第33号 平成23年7月発行

第15回日中民商事法セミナー

第34号 平成23年8月発行

平成22年度事業報告、平成23年度事業計画

2010年度「国際民商事法金沢セミナー」

第35号 平成23年12月発行

第16回日中民商事法セミナー

(2) パンフレット作成・ホームページの内容修正

当財団パンフレットの改訂版を作成し、ホームページの内容修正を行った。

尚、平成11年から毎年開催している日韓パートナーシップ研修は、平成23年度は震災の影響で中止となった。

貸借対照表

平成24年3月31日現在

財団法人 国際民商事法センター

(単位:円)

	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	21,787,882	17,476,943	4,310,939
有価証券	10,572,843	10,554,223	18,620
仮払金	189,210	26,880	162,330
未収入金	6,391,771	9,454,013	△ 3,062,242
流動資産合計	38,941,706	37,512,059	1,429,647
2 固定資産			
(1)基本財産			
定期預金	42,500,000	42,500,000	0
投資有価証券	7,500,000	7,500,000	0
基本財産合計	50,000,000	50,000,000	0
(2)その他の固定資産			
建物付属設備	944,005	944,005	0
減価償却累計額	△ 793,748	△ 768,881	△ 24,867
器具備品	3,877,013	3,541,383	335,630
減価償却累計額	△ 3,417,471	△ 3,190,661	△ 226,810
電話加入権	301,392	301,392	0
差入保証金	3,487,000	3,487,000	0
その他固定資産合計	4,398,191	4,314,238	83,953
固定資産合計	54,398,191	54,314,238	83,953
資産合計	93,339,897	91,826,297	1,513,600
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	1,124,795	1,918,920	△ 794,125
流動負債合計	1,124,795	1,918,920	△ 794,125
2 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	1,124,795	1,918,920	△ 794,125
III 正味財産の部			
一般正味財産	92,215,102	89,907,377	2,307,725
正味財産合計	92,215,102	89,907,377	2,307,725
負債及び正味財産合計	93,339,897	91,826,297	1,513,600

正味財産増減計算書

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

財団法人 国際民商事法センター

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1)経常収益			
①基本財産運用益	21,963	36,876	△ 14,913
②受取会費	24,500,000	25,800,000	△ 1,300,000
③法整備支援受託事業収益	57,534,022	61,229,758	△ 3,695,736
④雑収入(受取利息)	18,585	21,082	△ 2,497
合計	82,074,570	87,087,716	△ 5,013,146
(2)経常費用			
①事業費			
法整備支援受託事業費	53,760,040	55,394,981	△ 1,634,941
その他法整備支援事業費	133,105	1,561,779	△ 1,428,674
シンポジウム等運営事業費	9,468,397	7,792,090	1,676,307
調査研究事業費	1,334,415	2,716,368	△ 1,381,953
広報事業費	2,225,957	1,257,375	968,582
②管理費			
会議費	501,683	298,382	203,301
事務管理費	3,235,921	4,064,483	△ 828,562
賃借料	6,009,696	6,009,696	0
人件費	2,845,954	3,804,565	△ 958,611
減価償却費	251,677	274,191	△ 22,514
経常費用合計	79,766,845	83,173,910	△ 3,407,065
当期経常増減額	2,307,725	3,913,806	△ 1,606,081
当期一般正味財産増減額	2,307,725	3,913,806	△ 1,606,081
一般正味財産期首残高	89,907,377	85,993,571	3,913,806
一般正味財産期末残高	92,215,102	89,907,377	2,307,725
II 期末正味財産合計額	92,215,102	89,907,377	2,307,725

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 其他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は正味財産増減額として処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産

定率法

なお主な耐用年数はつぎのとおりであります。

建物付属設備 15年

器具備品 4～15年

(3) リース取引の処理方法

リース物権の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

2. 基本財産の増減及びその残高

基本財産の増減額及びその残高は、次のとおりであります。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	42,500,000	—	—	42,500,000
投資有価証券	7,500,000	—	—	7,500,000
合 計	50,000,000	—	—	50,000,000

3. 基本財産の財源等の内訳

基本財産の財源等の内訳は、次のとおりであります。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
定期預金	42,500,000	(42,500,000)	(42,500,000)	—
投資有価証券	7,500,000	(7,500,000)	(7,500,000)	—
合 計	50,000,000	(50,000,000)	(50,000,000)	—

財 産 目 録
平成24年3月31日現在

財団法人 国際民商事法センター
(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
現金 現金手許有高	199,445		
普通預金 三菱東京UFJ銀行 虎ノ門支店	20,183,020		
みずほ銀行 丸の内中央支店	263,341		
三井住友銀行 日比谷通支店	172,957		
三菱東京UFJ銀行 虎ノ門中央支店	175,254		
住友信託銀行 東京営業部	793,865		
有価証券中国ファンド大和証券	285,777		
有価証券MMF大和証券	10,287,066		
未収受託事業収入 国際協力機構	6,391,771		
仮払金	189,210		
流動資産合計		38,941,706	
2 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金 三菱東京UFJ銀行 虎ノ門支店	10,000,000		
みずほ銀行 丸の内中央支店	10,000,000		
三井住友銀行 日比谷通支店	7,500,000		
三菱東京UFJ銀行 虎ノ門中央支店	7,500,000		
住友信託銀行 東京営業部	7,500,000		
有価証券中国ファンド大和証券	7,500,000		
基本財産合計	50,000,000		
(2) その他の固定資産			
建物付属設備	944,005		
減価償却累計額	△ 793,748		
器具備品	3,877,013		
減価償却累計額	△ 3,417,471		
電話加入権	301,392		
差入保証金	3,487,000		
その他の固定資産合計	4,398,191		
固定資産合計		54,398,191	
資産合計			93,339,897
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金 人件費・委託費等	1,124,795		
流動負債合計		1,124,795	
2 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			1,124,795
正味財産			92,215,102

収 支 計 算 書

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

財団法人 国際民商事法センター

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差異
I 事業活動収支の部			
1、事業活動収入			
(1)基本財産運用益	40,000	21,963	18,037
(2)受取会費	25,600,000	24,500,000	1,100,000
(3)法整備支援受託事業収益	58,900,000	57,534,022	1,365,978
	20,000	18,585	1,415
事業活動収入計	84,560,000	82,074,570	2,485,430
2、事業活動支出			
(1)事業活動支出			
法整備支援受託事業費	56,900,000	53,760,040	3,139,960
その他法整備支援事業費	500,000	133,105	366,895
シンポジウム等運営事業費	11,500,000	9,468,397	2,031,603
調査研究事業費	2,700,000	1,334,415	1,365,585
広報事業費	1,500,000	2,225,957	△ 725,957
事業活動支出計	73,100,000	66,921,914	6,178,086
(2)管理費支出			
会議費	500,000	501,683	△ 1,683
事務管理費	4,400,000	3,235,921	1,164,079
賃借料	6,100,000	6,009,696	90,304
人件費	4,000,000	2,845,954	1,154,046
管理費支出計	15,000,000	12,593,254	2,406,746
事業活動支出計	88,100,000	79,515,168	8,584,832
事業活動支出差額	△ 3,540,000	2,559,402	△ 6,099,402
II 投資活動収支の部			
1、投資活動収入	0	0	0
投資活動収入計	0	0	0
2、投資活動支出			
(1)備品購入支出	500,000	335,630	164,370
投資活動支出計	500,000	335,630	164,370
投資活動支出差額	△ 500,000	△ 335,630	△ 164,370
III 予備費支出	500,000	0	500,000
当期収支差額	△ 4,540,000	2,223,772	△ 6,763,772
前期繰越収支差額	35,593,139	35,593,139	0
次期繰越収支差額	31,053,139	37,816,911	△ 6,763,772

収支計算書に対する注記

1. 資金の範囲には現金預金、有価証券、未収金、仮払金、未払金を含めている。
 なお、前期末及び当期末残高は下記に記載するとおりである。

2. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳(単位:円)

(科 目)	(前期末残高)	(当期末残高)
現 金 預 金	17,476,943	21,787,882
有 価 証 券	10,554,223	10,572,843
未 収 金	9,454,013	6,391,771
仮 払 金	<u>26,880</u>	<u>189,210</u>
合 計	37,512,059	38,941,706
未 払 金	<u>1,918,920</u>	<u>1,124,795</u>
合 計	1,918,920	1,124,795
次期繰越収支差額	<u><u>35,593,139</u></u>	<u><u>37,816,911</u></u>

収支計算書内訳(参考)

予算:平成23年度予算 決算:平成23年度決算

(単位:千円)

I 事業活動収支の部																																																																																																
1、事業活動収入																																																																																																
(1)基本財産運用益	(予算)50,000×0.08%(定期預金)=40 (決算)50,000×0.044%(定期預金)=22																																																																																															
(2)受取会費 (年会費1口200千円)	<table><tr><td></td><td>予 算</td><td>決 算</td></tr><tr><td>理事・評議員会社</td><td>14,800(34社、74口)</td><td>14,200(33社、71口)</td></tr><tr><td>一般会社</td><td>10,800(50社、54口)</td><td>10,300(47社、51.5口)</td></tr><tr><td>計</td><td>25,600(84社、128口)</td><td>24,500(80社、122.5口)</td></tr></table>				予 算	決 算	理事・評議員会社	14,800(34社、74口)	14,200(33社、71口)	一般会社	10,800(50社、54口)	10,300(47社、51.5口)	計	25,600(84社、128口)	24,500(80社、122.5口)																																																																																	
	予 算	決 算																																																																																														
理事・評議員会社	14,800(34社、74口)	14,200(33社、71口)																																																																																														
一般会社	10,800(50社、54口)	10,300(47社、51.5口)																																																																																														
計	25,600(84社、128口)	24,500(80社、122.5口)																																																																																														
(3)法整備支援受託事業収益	<table><tr><td></td><td>予 算</td><td>決 算</td></tr><tr><td>ベトナム研修</td><td>3,300</td><td>3,259</td></tr><tr><td>カンボジア研修</td><td>2,400</td><td>1,452</td></tr><tr><td>中国研修</td><td>1,500</td><td>1,937</td></tr><tr><td>ラオス研修</td><td>3,000</td><td>3,453</td></tr><tr><td>中央アジアセミナー</td><td>1,500</td><td>1,684</td></tr><tr><td>東ティモール研修</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>ネパール研修</td><td>1,200</td><td>0</td></tr><tr><td>部会運営管理業務</td><td>46,000</td><td>45,749</td></tr><tr><td>計</td><td>58,900</td><td>57,534</td></tr></table>				予 算	決 算	ベトナム研修	3,300	3,259	カンボジア研修	2,400	1,452	中国研修	1,500	1,937	ラオス研修	3,000	3,453	中央アジアセミナー	1,500	1,684	東ティモール研修	0	0	ネパール研修	1,200	0	部会運営管理業務	46,000	45,749	計	58,900	57,534																																																															
	予 算	決 算																																																																																														
ベトナム研修	3,300	3,259																																																																																														
カンボジア研修	2,400	1,452																																																																																														
中国研修	1,500	1,937																																																																																														
ラオス研修	3,000	3,453																																																																																														
中央アジアセミナー	1,500	1,684																																																																																														
東ティモール研修	0	0																																																																																														
ネパール研修	1,200	0																																																																																														
部会運営管理業務	46,000	45,749																																																																																														
計	58,900	57,534																																																																																														
(4)雑収入	<table><tr><td></td><td>予 算</td><td>決 算</td></tr><tr><td></td><td>20</td><td>19</td></tr></table>				予 算	決 算		20	19																																																																																							
	予 算	決 算																																																																																														
	20	19																																																																																														
2、事業活動支出																																																																																																
(1)事業活動支出	<table><tr><td></td><td>予 算</td><td>決 算</td></tr><tr><td>法整備支援受託事業費</td><td></td><td></td></tr><tr><td>ベトナム研修</td><td>3,300</td><td>3,107</td></tr><tr><td>カンボジア研修</td><td>2,400</td><td>808</td></tr><tr><td>中国研修</td><td>1,500</td><td>1,908</td></tr><tr><td>ラオス研修</td><td>3,000</td><td>3,167</td></tr><tr><td>中央アジアセミナー</td><td>1,500</td><td>1,713</td></tr><tr><td>東ティモール研修</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>ネパール研修</td><td>1,200</td><td>0</td></tr><tr><td>部会運営管理業務</td><td>44,000</td><td>43,058</td></tr><tr><td>計</td><td>56,900</td><td>53,761</td></tr><tr><td>その他法整備支援事業費</td><td></td><td></td></tr><tr><td>その他研修</td><td>0</td><td>133</td></tr><tr><td>日韓パートナーシップ研修</td><td>500</td><td>0</td></tr><tr><td>計</td><td>500</td><td>133</td></tr><tr><td>シンポジウム等運営事業費</td><td></td><td></td></tr><tr><td>日中民商事法セミナー</td><td>8,000</td><td>6,884</td></tr><tr><td>国際民商事法講演会</td><td>500</td><td>0</td></tr><tr><td>アジア太平洋諸国法制度シンポジウム</td><td>2,000</td><td>1,661</td></tr><tr><td>他団体との共催事業</td><td>1,000</td><td>923</td></tr><tr><td>計</td><td>11,500</td><td>9,468</td></tr><tr><td>調査研究事業費</td><td></td><td></td></tr><tr><td>アジア太平洋諸国法制度調査研究</td><td>2,000</td><td>1,334</td></tr><tr><td>海外現地調査</td><td>500</td><td>0</td></tr><tr><td>資料収集配布等</td><td>200</td><td>0</td></tr><tr><td>計</td><td>2,700</td><td>1,334</td></tr><tr><td>広報事業費</td><td></td><td></td></tr><tr><td>機関誌、NEWS LETTER発行</td><td>750</td><td>1,342</td></tr><tr><td>ホームページ経常費用/メンテナンス/パンフレット更新</td><td>750</td><td>884</td></tr><tr><td>計</td><td>1,500</td><td>2,226</td></tr><tr><td>事業活動支出計</td><td>73,100</td><td>66,922</td></tr></table>				予 算	決 算	法整備支援受託事業費			ベトナム研修	3,300	3,107	カンボジア研修	2,400	808	中国研修	1,500	1,908	ラオス研修	3,000	3,167	中央アジアセミナー	1,500	1,713	東ティモール研修	0	0	ネパール研修	1,200	0	部会運営管理業務	44,000	43,058	計	56,900	53,761	その他法整備支援事業費			その他研修	0	133	日韓パートナーシップ研修	500	0	計	500	133	シンポジウム等運営事業費			日中民商事法セミナー	8,000	6,884	国際民商事法講演会	500	0	アジア太平洋諸国法制度シンポジウム	2,000	1,661	他団体との共催事業	1,000	923	計	11,500	9,468	調査研究事業費			アジア太平洋諸国法制度調査研究	2,000	1,334	海外現地調査	500	0	資料収集配布等	200	0	計	2,700	1,334	広報事業費			機関誌、NEWS LETTER発行	750	1,342	ホームページ経常費用/メンテナンス/パンフレット更新	750	884	計	1,500	2,226	事業活動支出計	73,100	66,922
	予 算	決 算																																																																																														
法整備支援受託事業費																																																																																																
ベトナム研修	3,300	3,107																																																																																														
カンボジア研修	2,400	808																																																																																														
中国研修	1,500	1,908																																																																																														
ラオス研修	3,000	3,167																																																																																														
中央アジアセミナー	1,500	1,713																																																																																														
東ティモール研修	0	0																																																																																														
ネパール研修	1,200	0																																																																																														
部会運営管理業務	44,000	43,058																																																																																														
計	56,900	53,761																																																																																														
その他法整備支援事業費																																																																																																
その他研修	0	133																																																																																														
日韓パートナーシップ研修	500	0																																																																																														
計	500	133																																																																																														
シンポジウム等運営事業費																																																																																																
日中民商事法セミナー	8,000	6,884																																																																																														
国際民商事法講演会	500	0																																																																																														
アジア太平洋諸国法制度シンポジウム	2,000	1,661																																																																																														
他団体との共催事業	1,000	923																																																																																														
計	11,500	9,468																																																																																														
調査研究事業費																																																																																																
アジア太平洋諸国法制度調査研究	2,000	1,334																																																																																														
海外現地調査	500	0																																																																																														
資料収集配布等	200	0																																																																																														
計	2,700	1,334																																																																																														
広報事業費																																																																																																
機関誌、NEWS LETTER発行	750	1,342																																																																																														
ホームページ経常費用/メンテナンス/パンフレット更新	750	884																																																																																														
計	1,500	2,226																																																																																														
事業活動支出計	73,100	66,922																																																																																														

		予 算	決 算
(2)管理費支出			
会議費	理事会、評議員会他役員会	300	375
	その他会議、会合費	200	127
	計	500	502
事務管理費	旅費交通費	1,000	574
	通信運搬費	600	470
	備品消耗品費	200	206
	水道光熱費	200	128
	OA機器リース料	700	357
	租税公課	500	393
	その他諸経費	1,200	1,108
	計	4,400	3,236
事務所賃借料	家賃	4,500	4,507
	共益費	1,600	1,502
	計	6,100	6,009
人件費(業務委託料)	事務職一人及び大阪事務所協力員一人	4,000	2,846
		4,000	2,846
管理費支出計		15,000	12,593
Ⅱ 投資活動収支の部			
投資活動支出			
(1)備品購入支出	間仕切、内装、パソコン等	500	336
	計	500	336
Ⅲ 予備費支出		500	0
	計	500	0

監 査 報 告 書

財団法人国際民商事法センター
理事長 原田 明夫 殿

平成24年4月23日

財団法人国際民商事法センター

監事 本江 威憲



同 川原 卓郎



私たちは、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第16期会計年度における会計及び業務の監査を行い、次のとおり報告する。

1 監査の方法の概要

- (1) 理事より財産の状況について報告を聴取し、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて計算書類の正確性を検討した。
- (2) 理事会及びその他の会議に出席し、理事から業務状況について報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて業務執行の妥当性を検討した。

2 監査意見

- (1) 収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示していると認める。
- (2) 事業報告書の内容は真実であると認める。
- (3) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないと認める。

以 上

理事会：第6号議案 平成24年度事業計画及び収支予算の件
評議員会：第3号議案 平成24年度事業計画及び収支予算の件

[資料6]
[資料3]

平成24年度事業計画書

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

1 法整備支援事業

当財団は、主としてアジア諸国を対象に法整備支援及び法曹人材の育成支援のため、各国より立法担当者や政府関係者を招致し、日本の法制度やその運用システムの研修を実施している他、現地への専門家派遣、法律草案作成、法曹養成教育機関への協力等の支援プロジェクトを民間の立場から支援している。本支援事業は独立行政法人国際協力機構より受託し、法務省法務総合研究所他関係先と協力して実施しているもので、平成24年度は、各国別に次の事業を実施することとしている。

(1) ベトナム

平成23年4月から4年間の期間で、ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2が実施されている。このプロジェクトは、司法省・最高人民裁判所・最高人民検察院を支援対象機関とし、支援の重点を「法の運用体制の強化」、「法曹等の能力強化・人材育成」に置き、司法機関(裁判所・検察庁)及び司法補助機関(判決執行機関等)の能力の改善に向けた取組を行う一方で民法改正、裁判所組織法改正等の起草支援を行うものである。

平成24年度は、本プロジェクトに対応した支援組織・協力体制の維持・構築をさらに充実させていくため、司法省・最高人民裁判所・最高人民検察院それぞれから3回に分けて10名の研修員を2週間招聘して、本邦研修を実施する予定である。

また、中央司法関係機関による法規範文書の運用及び裁判実務改善にかかる組織能力向上、地方の課題への指導・助言能力強化、法規範文書の起草・改正を支援するため、ベトナム民法共同研究会(委員長 森脇昭夫 日本気候政策センター理事長、委員12名)、ベトナム裁判実務改善研究会(委員長 村上敬一 同志社大学法科大学院客員教授、委員4名)を開催する予定である。

(2) カンボジア

平成24年4月から5年間の期間で、民法・民訴法普及プロジェクトを実施している。このプロジェクトは、司法省・王立司法学院・弁護士会・王立法律経済大学を支援対象機関とし、各機関の中核人材の能力強化等を通じて、カンボジア民法、民事訴訟法及び関連法令を適切に解釈、運用し、かつ、将来自立的・持続的に現行法の運用及び新法の起草を可能にすることを目指すものである。

平成24年度は、前記の支援対象4機関から2回に分けて10名の研修員を2週間招聘し、民事関連法令の起草・改正、運用に対し適切に対応する体制及び能力の整備・育成のための本邦研修、並びに司法省から2回に分けて10名の研修員を2週間招聘し、民法関連不動産登記共同省令起草・普及を支援のための本邦研修を実施する予定である。

また、民法・民事訴訟法関連附属法令等の起草・立法化支援と民法・民事訴訟法運用のための諸活動支援のため、カンボジア民法作業部会(委員長 森脇昭夫 日本気候政策センター理事長、委員15名)、カンボジア民事訴訟法作業部会(委員長 竹下守夫 法務省特別顧問、委員13名)、カンボジア不動産登記実務アドバイザーグループ(委員9名)の会合を開催する予定である。

(3) 中国

平成24年度は、全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会(民法室)を支援対象機関として、「民事訴訟法及び民事関連法」の起草支援を継続して実施し、その一環として民法室、最高人民法院等から10名の研修員を2週間招聘し本邦研修を実施する予定である。

また、上記研修の支援組織として中国民事訴訟法研究会(委員長 上原敏夫 明治大学法科大学院教授 委員10名)並びに相続法と消費者権益保護法支援を中心とした中国民事関連法アドバイザーグループ(委員 松本恒雄 一橋大学大学院法学研究科教授 他2名)を開催する予定である。

加えて、全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会(行政法室)を支援対象機関として、中国の行政関連法改正に関する日本の法律及び司法実務への理解を深め、行政関連法改正に生かすことを目的として「行政訴訟法及び行政関連法」の起草支援を実施し、その一環として行政法室等から10名の研修員を2週間招聘し本邦研修を実施する予定である。

また、上記研修の支援組織として中国行政訴訟法及び行政関連法アドバイザーグループ(委員 村上敬一 同志社大学法科大学院客員教授 他4名)の会合を開催する予定である。

(4) ラオス

平成22年7月より4年間の期間で、司法省・最高人民裁判所・最高人民検察院・ラオス国立大学を対象機関とし、ラオス法理論の構築と法理論に基づく司法・立法実務上の問題分析を通じ、同国法学教育及び法務・司法関係機関の人材・組織強化を支援するプロジェクトを実施している。

平成24年度は、上記プロジェクトに対応した支援組織・協力体制の維持・構築をさらに充実させていく、民法、民事訴訟法、刑事訴訟法に分けて、それぞれ関係者を15名、10日間招聘し本邦研修を実施する予定である。

また、支援組織であるラオス民法アドバイザーグループ(委員 松尾弘 慶應義塾大学大学院教授 他3名)、ラオス民事訴訟法アドバイザーグループ(委員 名津井吉裕 大阪大学大学院高等司法研究科准教授 他4名)、ラオス刑事訴訟法アドバイザーグループ(委員 加藤克佳 名城大学法学部・大学院法学研究科教授 他4名)の会合を開催する予定である。

(5) 中央アジア比較法制研究セミナー

中央アジア諸国(ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン)の裁判官・立法担当者等を対象として、市場経済化にふさわしい法制度を独自で整備し、その解釈・運用を適切に行えるようにするため、各国の企業法制についての運用状況や問題点を明らかにすると共に、現地の法曹関係者への普及を目的としたセミナーを実施している。

平成24年度は、対象の4カ国から関係者12名を2週間招聘し、本邦研修を実施する予定である。

(6) ネパール

平成21年度よりネパール民法改正支援のため、「民法及び関連法セミナー」として本邦研修が実施されており、平成24年度は、民法改正の委員会メンバーを中心に10名、2週間招聘し本邦研修を実施する予定である。

また、本支援を効果的に推進するためにネパール民法改正支援アドバイザーグループ(委員 松尾弘 慶應義塾大学法科大学院教授 他3名)の会合を開催する予定である。

(7) モンゴル

調停制度導入に向けた技術支援、弁護士会・調停センターの運営能力強化を目指した調停制度強化プロジェクトを実施しており、モンゴル調停制度強化アドバイザーグループ(委員長 稲葉一人 中央大学法科大学院教授 他5名)の会合を予定している。

2 その他関連事業

(1) 調査・研究事業

① 日韓パートナーシップ研修

韓国とは、経済、文化他全般にわたり、従来に増して緊密な関係が進展すると期待されており、当財団は法務省と共同して、平成11年度より法務省・法務局と裁判所の職員、韓国の大法院(最高裁)・各級法院に勤務する登記及び執行関係職員との間で所掌業務に関する諸問題について相互に研究検討するパートナーシップ研修を実施している。平成24年度は引き続いて「不動産登記制度、商業

登記制度、供託制度及び民事執行制度をめぐる実務上の諸問題」をテーマとして、6月に東京、11月に高陽（韓国）で研修を実施する予定である。

尚、研修の内容については、ホームページ上に公開する。

②アジア太平洋諸国法制度調査研究

当財団は、法務省法務総合研究所と共同してアジア太平洋諸国の法制度について調査研究事業を実施しているが、平成21年度から3年間で実施した「監査制度」について平成23年度に研究が終了した。平成24年度にその成果出版物を書籍にして、各大学の法学部等広く関係者に配布する予定である。

一方、平成24年度からは3年間の期間で、新たに「アジア・太平洋諸国における会社情報の提供制度」をテーマとした研究会を発足し、アジア・太平洋諸国のうち数か国を対象として比較法制研究を行う予定である。平成24年度は、研究会（座長 近藤 光男 神戸大学大学院法学研究科教授 他委員7名）を開催し、2年目以降の本格的活動につなげるための対象国とテーマの絞り込みを行う研究会を開催し、必要に応じて現地調査をする予定である。

(2) セミナー、講演会、シンポジウム事業

①日中民商事法セミナー

当財団は中国国家発展改革委員会を中国側の相手方として他関係機関の協力も得て中国との法律交流事業を取り進めているが、平成24年度は第17回日中民商事法セミナーを次のとおり開催する予定。

時期・場所： 平成24年10月 北京

主催 日本： 当財団、法務省法務総合研究所

中国： 国家発展改革委員会

日本側講師： テーマに関する専門家講師2～3名を派遣

日中民商事法セミナーは、当財団設立以来継続してきた重要プロジェクトであり、日中双方の民商事法分野での専門家の交流を通じ、広く企業等実務家にも有意義であるとの評価を受けており、この内容の一層の充実を計るとともに、ますます国家発展改革委員会との友好関係を深め、将来に向け新たな協力事業も検討することとしている。

尚、セミナーの内容については、小冊子にして関係者に配布すると共に、ホームページ上で公開する。

②アジア・太平洋諸国法制度シンポジウム

前記のアジア太平洋諸国法制度調査研究の中間報告（中間年度）並びに成果発表

(最終年度)として、各国及び地域から専門家を招聘して、日本側研究会委員を交えてセミナーもしくはシンポジウムを開催しているが、平成24年度は、研究会の初年度にあたるため、予定はしていない。

③国際民商事法「金沢セミナー」

東アジア・東南アジア地域におけるビジネス法関連の情報交換と、同地域におけるビジネス法・経済法分野での法整備支援のニーズ及びドナー間連携の可能性について意見及び情報交換を行うことを目的として国内外の専門家を招いて実施している。平成24年度は、次のとおり開催する予定である。

時期・場所： 平成25年3月 金沢

主 催： 石川国際民商事法センター、当財団、北國新聞社
及び法務省法務総合研究所

尚、セミナーの内容については、小冊子にして関係者に配布すると共に、ホームページ上で公開する。

④国際民商事法講演会

特定国について関心の高いテーマを選び、当該国の専門家による講演会を機会ある毎に開催しており、平成24年度も法務総合研究所他関係諸機関の協力も得て、開催する予定である。

尚、セミナーの内容については、ホームページ上で公開する。

⑤他団体との共催事業

法務省をはじめとしてアジア諸国の法制度整備に関係している諸団体が行う事業で、当財団の目的趣旨に沿うものについては、その成果を上げるべく、当財団としても積極的に協力する。

・(人材育成のための)シンポジウム

法整備支援を促進するためには、これを支える国内人材の育成と活用が極めて重要である。さまざまな人的資源を発掘・確保するための一方策として、法整備支援を担う次世代の若者らとの意見交換の場を提供するため、大学生、法科大学院生、若手法曹や研究者を対象にシンポジウムを開催している。平成24年度は以下を予定している。

時期・場所： 平成24年11月 大阪・東京・名古屋
(各会議場をテレビ会議システムで中継)

テ ー マ： 人材育成

主 催： 法務省法務総合研究所、当財団、
名古屋大学法制国際教育協力研究センター他

後 援： 最高裁判所、日本弁護士連合会、独立行政法人国際協力機構 他

尚、セミナーの内容については、ホームページ上で公開する。

・法整備支援連絡会

平成12年から、法整備支援に関わる関係機関が一堂に会し、意見や情報の交換を行う場として、法整備支援連絡会を開催している。平成24年度は次のとおり開催する予定である。

時期・場所： 平成25年1月 大阪並びに東京
(大阪の国際会議室と東京の法務総合研究所をTV会議システムで結んで開催)

主 催： 法務省法務総合研究所、独立行政法人国際協力機構
後 援： 当財団、最高裁判所、日本弁護士連合会
独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所
講 師： テーマに関する専門家講師

尚、セミナーの内容については、ホームページ上で公開する。

3 その他

(1) 機関誌「ICCLC」発行

平成24年7月発行予定

平成23年度事業報告、平成24年度事業計画を掲載

(2) パンフレット作成・ホームページの維持

当財団パンフレットの改訂、ホームページのメンテナンス等を行う。

以上

正味財産増減(ベース) 予算書

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

単位:千円

	平成24年度予算額						
科目	公益目的事業会計			法人会計	総合計	平成23年度 予算額	増減額
	法整備支援 事業	その他関連 事業	合計				
I 一般正味財産増減の部							
1、経常増減の部							
(1) 経常収益							
基本財産運用益	0	30	30	0	30	40	-10
受取会費	0	14,118	14,118	9,382	23,500	25,600	-2,100
事業収益	59,750	0	59,750	0	59,750	58,900	850
雑収益	0	30	30	0	30	20	10
経常収益計	59,750	14,178	73,928	9,382	83,310	84,560	-1,250
(2) 経常費用			0		0		0
事業費	59,750	14,637	74,387		74,387	73,100	1,287
管理費			0	9,382	9,382	16,000	-6,618
経常費用計	59,750	14,637	74,387	9,382	83,769	89,100	-5,331
当期経常増減額	0	-459	-459	0	-459	-4,540	4,081
2、経常外増減の部							0
(1) 経常外収益	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	-459	-459	0	-459	-4,540	4,081
他会計振替額	0	0	0	0	0		0
当期一般正味財産増減額	0	-459	-459	0	-459	-4,540	4,081
一般正味財産期首残高					92,215	(注)	
一般正味財産期末残高					91,756		
II 期末正味財産合計額					91,756		

(注) 前年度予算では作成していない。

寄附行為変更案

- 1 寄附行為の変更
以下新旧対照表のとおり変更すること。
- 2 条件
前記1の変更は、法務大臣の認可を受けた後から効力を生じるものとする。

寄附行為変更案（対比表）

寄附行為変更案	現行寄附行為
(顧問・参与) 第二十条 この財団法人に、特別顧問及び顧問並びに参与を置くことができる。 二 特別顧問及び顧問並びに参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。 三 特別顧問及び顧問は、重要な事項について会長の諮問に応じる。 四 参与は、理事長の諮問に応じ、この財団法人の事業について運営面からの助言を行い、また、理事長の要請により、専門的立場から事業の推進に協力する。 五 第十七条第一項、第十八条及び第十九条の規定は、特別顧問及び顧問並びに参与に準用する。	(顧問) 第二十条 この財団法人に、特別顧問及び顧問を置くことができる。 二 特別顧問及び顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。 三 特別顧問及び顧問は、重要な事項について会長の諮問に応じる。 四 第十七条第一項、第十八条及び第十九条の規定は、特別顧問及び顧問に準用する。

(注) 傍線部分は改正部分を示す。

(1) 顧問候補

新任/再任	氏 名	現 職
新任	石川 正	弁護士（大阪弁護士会所属）
新任	奥田 昌道	京都大学名誉教授（元最高裁判事）
新任	小野 昌延	弁護士（大阪弁護士会所属）
新任	加納 駿亮	弁護士（大阪弁護士会所属・元福岡高検検事長）
新任	川口 富男	弁護士（大阪弁護士会所属・元高松高裁長官）
新任	木村 榮作	弁護士（第一東京弁護士会所属・元大阪高検検事長）
新任	熊谷 信昭	大阪大学名誉教授
新任	佐藤 信昭	弁護士（大阪弁護士会所属・元大阪地検検事正）
新任	土肥 孝治	弁護士（大阪弁護士会所属・元検事総長）
新任	長島 安治	弁護士（第一東京弁護士会所属）
新任	本林 徹	弁護士（東京弁護士会所属）

(2) 参与候補

新任/再任	氏 名	現 職
新任	芦田 昭充	株式会社商船三井会長
新任	有富 寛一郎	KDDI 株式会社副会長
新任	伊藤 源嗣	株式会社 I H I 相談役
新任	植村 裕之	三井住友海上火災保険株式会社常任顧問
新任	氏家 純一	野村ホールディングス株式会社常任顧問
新任	岡田 不二郎	日本電気株式会社執行役員常務
新任	岡村 正	株式会社東芝相談役

新任	岡本 毅	東京ガス株式会社社長
新任	荻田 伍	アサヒグループホールディングス株式会社社会長
新任	小澤 哲	トヨタ自動車株式会社副社長
新任	鹿島 幾三郎	パナソニック株式会社代表取締役専務
新任	勝俣 宣夫	丸紅株式会社社会長
新任	川原 卓郎	住友商事株式会社取締役専務執行役員
新任	葛岡 利明	株式会社日立製作所執行役専務
新任	佐治 信忠	サントリーホールディングス株式会社社会長兼社長
新任	庄司 哲也	日本電信電話株式会社取締役総務部門長
新任	多田 博是	大成建設株式会社副社長執行役員
新任	中嶋 誠	住友電気工業株式会社常務取締役
新任	中田 誠司	大和証券株式会社専務取締役
新任	中村 康佐	株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員
新任	西村 博司	三菱重工業株式会社法務部長
新任	野口 一彦	キヤノン株式会社執行役員渉外本部長
新任	萩原 敏孝	株式会社小松製作所特別顧問
新任	平井 克八	日本生命保険相互会社常務執行役員
新任	藤田 和久	三菱商事株式会社法務部長
新任	松島 泰	伊藤忠商事株式会社常務執行役員CAO・CCO
新任	宗岡 正二	新日本製鐵株式会社社長
新任	森川 敏雄	株式会社三井住友銀行名誉顧問
新任	領木 新一郎	大阪ガス株式会社特別顧問
新任	渡辺 喜宏	株式会社三菱東京UFJ銀行顧問

発行日：平成24年7月25日

発行者：財団法人国際民商事法センター

事務局長 北野 貴晶

〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目6番7号 第九興和ビル別館

TEL 03 (3505) 0525 FAX 03 (3505) 0833

ホームページアドレス <http://www.icclc.or.jp>

印刷製本：株式会社進和堂印刷所

代表取締役 鈴木 隆

〒104-0043 東京都中央区湊2丁目16番26号

TEL 03 (3551) 2489 (代)